

機能区分の特例を適用する 製品の範囲について

有用性加算を受けた製品数について

N=220	改定		改定	改定(次回)	
	H20年度 ~21年度	H22年度 ~23年度	H24年度	H25年度 (~10月)	合計
有用性加算の対象となった 製品数	5	21	8	3	37
うち、現在までに類似機能 製品（B区分）が収載され た機能区分数	4	10	0	0	14
新たに本特例の対象となる 割合	80.0%	47.6%	0.0%	0.0%	37.8%

<H20年度～H25年10月に中医協総会で承認された医療機器を対象>

(医療課調べ)

2回改定を経ると、多くの製品に類似機能製品(B区分)が収載されることに鑑み、「一定の間」は、「2回の改定を経るまで」とし、その影響について、次回および次々回の診療報酬改定でも検討することとしてはどうか。

有用性加算を受けた製品における 補正加算率の内訳

＜H20年度～H25年10月に中医協総会で承認された医療機器を対象＞（医療課調べ）

N=220		H20年度 ～21年度	H22年度 ～23年度	H24年度	H25年度 (～10月)	合計	
有用性加算の対象と なった製品数		5(4)	21(10)	8	3	37(14)	
加算率の 内訳	30%	2(2)	2			4(2)	16(5)
	20%～		4(2)	1	1	6(2)	
	10%～	1	3(1)		2	6(1)	
	5%～	2(2)	12(7)	7		21(9)	

※括弧内は、現在までに類似機能製品(B区分)が収載された機能区分数

(参考) 新規機能区分の基準材料価格の算定方法

